

お客様各位

平成29年5月1日

吹き抜ける風がなんとも心地よく感じる今日このごろ、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の3点をまとめました。

1. 今月の事務
2. 税制解説～中小企業経営強化税制
3. コラム働き方改革～残業規制の修正

## 1. 今月の事務

5月は地方税関係の事務が集中します。

### ①個人住民税の特別徴収の準備

個人住民税の特別徴収は、納税義務のある社員に代わって、4月1日現在の給与支払者（特別徴収義務者）が、毎月の給与から税額分を差し引き、翌月10日までに納付する制度です。税額は、毎年6月に切り替わり、翌年5月まで年12回の均等割額です。例年、各社員の住所地の市区町村から送られてくる納税通知書に従って納付しますが、今年からはマイナンバーが記載されてきますので、取扱いは例年以上に注意が必要です。徴収額は、給与台帳や給与計算表に転記しておくとともに、1部を社員本人に交付します。特に、パソコンで給与計算をしている場合は、忘れずにデータを更新しましょう。

### ②固定資産税（都市計画税）の平成29年度第1期分の納付

固定資産（土地・家屋・償却資産）は、国の評価基準にもとづいた「適正な時価」から課税額が算定されます。納付時期、価格修正通知などの扱いは市町村によって異なりますが、多くは、4月末から5月末の間に、第1期分の納付期限を設けています。都市計画税は、原則として市街化区域内にある土地・家屋にかかる税金です。償却資産は課税対象にはなりません。固定資産税とあわせて納めます。

### ③自動車税・軽自動車税の納付

自動車税・軽自動車税は、4月1日現在の車の所有者に対して課される税金です。都道府県または市区町村から送られてくる納税通知書に従って、期限までに納付します。4月2日以降に車を売却または譲渡した場合でも、納税通知書は4月1日現在の所有者に送付されます。なお、「グリーン化特例」については、今年から対象の基準が厳格化されています。

## 2. 税制解説～中小企業経営強化税制

平成29年度税制改正では、3月で期限切れとなる中小企業投資促進税制を改組したものとして、新たに中小企業経営強化税制を創設されました。

新制度の内容は、即時償却か取得価額の最大10%の税額控除を選択できるなど、減税割合が高い上に、対象事業者や対象設備が従来よりも拡大されています。その一方で、設備導入に係る工業会や経産局の確認を受けたうえに、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の主務大臣の認定を受けなければならない、事務手続きの手間が拡大しています。

そして、既に創設されている中小事業者等に限った固定資産税を当初の3年間について2分の1とする減免措置も、同様に主務大臣による経営力向上計画の認定手続が必要とされ、上記との重複適用が認

められます。赤字会社でも適用できる点は特別償却や税額控除にないメリットですが、対象となる地域・業種が限定されることに注意して下さい。

対象となる設備は、①販売開始から10年以内のもので、②旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均1%以上向上し、③取得価額160万円以上の機械装置であることが要件です。また、中小企業投資促進税制のA類型とは異なり、最新モデル要件は求められていません。新品が対象であり、中古品は対象になりません。

生産性向上の要件として、認定支援機関の証明が必要になりますので、事前の対策が必要です。

### 3. コラム働き方改革～残業規制の修正

先月号で、働き方改革実現会議の提唱する残業時間の上限導入として、労使協定による残業時間の上限として、特に忙しい月で100時間未満、2～6カ月を平均しても80時間未満となるようにし、年間でも720時間までと設定したことをお伝えしました。

実は、この残業時間の上限には休日労働分が含まれておらず、抜け穴的に「休日労働」の時間を合わせれば、年に960時間まで働かせられることも可能だそうです。そのため、今回、休日労働の抑制を努力義務として明記する方針が示されました。

休日労働とは、週に1日確保した休日に労働させるもので、政府は当初、休日労働は35%以上の割増賃金を支払が必要になるため、「実態として（企業には）できない」と説明していましたが、方針を変更したようです。

仮に休日なしで労働すると、疲労回復の機会が失われることにもなりかねず、この指針は重要です。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。  
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@lto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>